主

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中120日を本刑に算入する。

理 由

弁護人屋敷哲郎の上告趣意のうち,違憲をいう点は,実質は単なる法令違反の主張であり,その余は,量刑不当の主張であって,適法な上告理由に当たらない。

被告人本人の上告趣意は,単なる法令違反,事実誤認,量刑不当の主張であって, 適法な上告理由に当たらない。

所論にかんがみ、電子計算機使用詐欺罪の成否につき職権で判断する。

原判決及びその是認する第1審判決の認定によれば、被告人は、窃取したクレジットカードの番号等を冒用し、いわゆる出会い系サイトの携帯電話によるメール情報受送信サービスを利用する際の決済手段として使用されるいわゆる電子マネーを不正に取得しようと企て、5回にわたり、携帯電話機を使用して、インターネットを介し、クレジットカード決済代行業者が電子マネー販売等の事務処理に使用する電子計算機に、本件クレジットカードの名義人氏名、番号及び有効期限を入力送信して同カードで代金を支払う方法による電子マネーの購入を申し込み、上記電子計算機に接続されているハードディスクに、名義人が同カードにより販売価格合計11万3000円相当の電子マネーを購入したとする電磁的記録を作り、同額相当の電子マネーの利用権を取得したものである。

【要旨】以上の事実関係の下では,被告人は,本件クレジットカードの名義人に よる電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず,本件電子計算機に同カード に係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚 偽の情報を与え,名義人本人がこれを購入したとする財産権の得喪に係る不実の電 磁的記録を作り,電子マネーの利用権を取得して財産上不法の利益を得たものとい <u>うべきであるから,被告人につき,電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた原判断は</u> 正当である。

よって,刑訴法414条,386条1項3号,181条1項ただし書,刑法21 条により,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 島田仁郎 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉 徳治 裁判官 才口千晴)